



障精発0820第1号

平成24年8月20日



公益社団法人日本精神神経科診療所協会 会長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課長



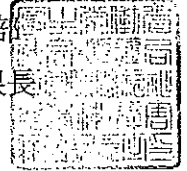
医療法第30条の4第2項第11号に規定する精神病床に係る  
基準病床数の算定に使用する数値等の一部改正について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知しましたので、御了知いただくとともに周知方よろしくお願いいたします。

障精発0820第1号  
平成24年8月20日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課長



医療法第30条の4第2項第11号に規定する精神病床に係る  
基準病床数の算定に使用する数値等の一部改正について

医療計画における基準病床数の算定に関する基準について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の30第2号及び別表第6の規定に基づき、「医療法第30条の4第2項第11号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第483号。別添参照。）が平成24年8月17日に告示され、同日適用されたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただきたい。

## 記

### 第一 改正の趣旨

今回の改正は、精神科病床に係る基準病床数の算定の際に使用する数値を最新の統計に基づく数値に変更するものであること。

### 第二 改正の内容

以下について見直しを行ったこと。

- ①別表第一 都道府県の年齢階級別精神病床新規入院率
- ②別表第二 都道府県の年齢階級別精神病床入院率
- ③別表第三 都道府県の平均残存率
- ④別表第四 都道府県の現退院率

明治二十五年三月十七日  
第三編郵便物認可

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (告 示)

- 医療法第三十条の四第二項第十一号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件(厚生労働四八三)
- 海上における空対空射撃訓練を実施する件(防衛一七七、一八〇)
- 海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射撃訓練及び試験を実施する件(同一八一)
- 海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射撃訓練を実施する件(同一八一)
- 海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件(同一八三、一八五、一八六)
- 海上における射撃訓練を実施する件(同一八四、一九一、一九七)
- 海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件(同一八七、一九〇)
- 海上における射撃訓練等を実施する件(同一九八、二〇〇)

### (公 告)

#### 諸事項

裁判所  
破産、免責、再生関係

#### 特殊法人等

独立行政法人産業技術総合研究所計量法施行規則第二百一十一条に基づく特定計量証明事業管理者講習、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第四十三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人環境再生保全機構平成二十三事業年度財務諸表、西日本高速道路株式会社工事開始、工事開始変更、日本弁護士連合会懲戒の処分関係

地方公共団体  
行旅死亡人関係  
会社その他  
会社決算公告

### 告 示

### 示

○厚生労働省告示第四百八十三号  
医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三第二号及び別表第六の規定に基づき、医療法第三十条の四第二項第十一号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等(平成十八年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次のように改正する。  
平成二十四年八月十七日  
厚生労働大臣 小宮山洋子  
別表第一を次のように改める。  
別表第一(第一号欄内)

新潟県の中齢階級別精神病床新規入院率

新潟県	年齢階級別	0歳~19歳	20歳~39歳	40歳~64歳	65歳~
新潟県	北 海 道	0.072%	0.412%	0.481%	0.686%
新潟県	青 森 県	0.071%	0.399%	0.487%	0.575%
新潟県	岩 手 県	0.068%	0.479%	0.431%	0.448%
新潟県	宮 城 県	0.072%	0.269%	0.291%	0.401%
新潟県	秋 田 県	0.056%	0.412%	0.403%	0.715%
新潟県	山 形 県	0.072%	0.387%	0.433%	0.638%
新潟県	福 島 県	0.060%	0.395%	0.355%	0.502%
新潟県	茨 城 県	0.036%	0.221%	0.223%	0.297%
新潟県	栃 木 県	0.038%	0.245%	0.255%	0.297%
新潟県	群 馬 県	0.022%	0.324%	0.332%	0.347%
新潟県	埼 玉 県	0.035%	0.209%	0.215%	0.377%
新潟県	東 京 都	0.063%	0.274%	0.318%	0.370%
新潟県	千 葉 県	0.035%	0.244%	0.246%	0.260%
新潟県	神 奈 川 県	0.033%	0.207%	0.218%	0.285%
新潟県	新 潟 県	0.061%	0.282%	0.326%	0.484%
新潟県	山 梨 県	0.047%	0.333%	0.370%	0.377%
新潟県	長 野 県	0.079%	0.384%	0.377%	0.439%
新潟県	静 岡 県	0.035%	0.215%	0.240%	0.250%
新潟県	富 山 県	0.050%	0.369%	0.344%	0.433%
新潟県	石 川 県	0.044%	0.359%	0.397%	0.563%

福井県	0.035%	0.411%	0.465%	0.741%
岐阜県	0.038%	0.265%	0.256%	0.281%
愛知県	0.033%	0.235%	0.257%	0.262%
三重県	0.060%	0.315%	0.345%	0.333%
滋賀県	0.025%	0.239%	0.231%	0.266%
京都府	0.029%	0.217%	0.292%	0.470%
大阪府	0.038%	0.287%	0.366%	0.370%
兵庫県	0.032%	0.195%	0.227%	0.304%
奈良県	0.028%	0.225%	0.257%	0.423%
和歌山県	0.026%	0.226%	0.249%	0.219%
鳥取県	0.068%	0.387%	0.456%	0.550%
島根県	0.120%	0.467%	0.545%	0.663%
岡山県	0.066%	0.378%	0.440%	0.586%
広島県	0.051%	0.339%	0.432%	0.567%
山口県	0.079%	0.335%	0.424%	0.584%
徳島県	0.040%	0.360%	0.515%	0.384%
香川県	0.028%	0.327%	0.393%	0.558%
愛媛県	0.049%	0.360%	0.452%	0.449%
高知県	0.111%	0.493%	0.793%	1.256%
福岡県	0.058%	0.367%	0.476%	0.732%
佐賀県	0.036%	0.438%	0.584%	0.788%
長崎県	0.119%	0.553%	0.575%	0.669%
熊本県	0.054%	0.550%	0.642%	0.752%
大分県	0.053%	0.313%	0.396%	0.709%
宮崎県	0.041%	0.377%	0.491%	0.794%
鹿児島県	0.041%	0.439%	0.505%	0.594%
沖縄県	0.044%	0.470%	0.702%	0.813%

別表第二(第三条関係)  
別表第二(第三条関係)

都道府県の年齢階級別精神病入院率

北海道	0.010%	0.117%	0.409%	0.735%
青森県	0.010%	0.119%	0.360%	0.535%
岩手県	0.012%	0.141%	0.450%	0.471%
宮城県	0.008%	0.073%	0.267%	0.554%
秋田県	0.009%	0.119%	0.395%	0.660%
山形県	0.008%	0.098%	0.344%	0.581%
福島県	0.007%	0.110%	0.429%	0.609%
茨城県	0.007%	0.081%	0.340%	0.375%
栃木県	0.007%	0.086%	0.338%	0.446%
群馬県	0.005%	0.091%	0.345%	0.447%
埼玉県	0.006%	0.065%	0.212%	0.469%
東京都	0.015%	0.063%	0.209%	0.365%
千葉県	0.010%	0.071%	0.260%	0.393%
神奈川県	0.007%	0.055%	0.166%	0.304%
新潟県	0.010%	0.095%	0.332%	0.525%
山梨県	0.007%	0.072%	0.329%	0.486%
長野県	0.015%	0.093%	0.280%	0.387%
静岡県	0.008%	0.063%	0.227%	0.298%
富山県	0.007%	0.110%	0.379%	0.514%
石川県	0.010%	0.109%	0.367%	0.679%
福井県	0.007%	0.094%	0.326%	0.559%
岐阜県	0.008%	0.083%	0.264%	0.330%
愛知県	0.008%	0.080%	0.262%	0.295%
三重県	0.025%	0.107%	0.324%	0.432%
滋賀県	0.003%	0.057%	0.178%	0.379%

京 都 府	0.003%	0.048%	0.211%	0.629%
大 阪 府	0.007%	0.080%	0.277%	0.419%
兵 庫 県	0.008%	0.076%	0.258%	0.399%
奈 良 県	0.005%	0.067%	0.209%	0.360%
和 歌 山 県	0.004%	0.072%	0.303%	0.340%
鳥 取 県	0.008%	0.115%	0.386%	0.502%
島 根 県	0.028%	0.116%	0.376%	0.571%
岡 山 県	0.009%	0.083%	0.309%	0.556%
広 島 県	0.006%	0.107%	0.362%	0.654%
山 口 県	0.010%	0.133%	0.479%	0.763%
徳 島 県	0.009%	0.144%	0.695%	0.692%
香 川 県	0.005%	0.110%	0.437%	0.593%
愛 媛 県	0.006%	0.105%	0.418%	0.563%
高 知 県	0.006%	0.120%	0.518%	0.823%
福 岡 県	0.009%	0.121%	0.501%	0.930%
佐 賀 県	0.015%	0.167%	0.607%	0.973%
長 崎 県	0.018%	0.162%	0.656%	0.982%
熊 本 県	0.008%	0.140%	0.552%	0.956%
大 分 県	0.010%	0.130%	0.526%	0.845%
宮 崎 県	0.007%	0.124%	0.561%	1.068%
鹿 児 島 県	0.007%	0.181%	0.700%	1.035%
沖 縄 県	0.006%	0.131%	0.556%	0.947%

国 際 銀 行 の 推 定 値

別表第三 (第五季関係)

都道府県の平均残存率

都 道 府 県	平 均 残 存 率
北 海 道 県	0.296
青 森 県 県	0.278
岩 手 県 県	0.297
宮 城 県 県	0.314

秋 田 県	0.282
山 形 県	0.282
福 島 県	0.287
茨 城 県	0.321
栃 木 県	0.294
群 馬 県	0.276
埼 玉 県	0.314
東 京 都	0.259
千 葉 県	0.293
神 奈 川 県	0.268
新 潟 県	0.301
山 梨 県	0.279
長 野 県	0.247
静 岡 県	0.289
富 山 県	0.285
石 川 県	0.304
福 井 県	0.239
岐 阜 県	0.264
愛 知 県	0.275
三 重 県	0.309
滋 賀 県	0.274
京 都 府	0.305
大 阪 府	0.269
兵 庫 県	0.307
奈 良 県	0.372
和 歌 山 県	0.252
鳥 取 県	0.303
島 根 県	0.275

岡山県	0.253
広島県	0.288
山口県	0.336
徳島県	0.262
香川県	0.291
愛媛県	0.295
高知県	0.217
福岡県	0.328
佐賀県	0.358
長崎県	0.289
熊本県	0.268
大分県	0.348
宮崎県	0.310
鹿児島県	0.373
沖縄県	0.273

総務省統計局「日本の人口」

別表第四(第六条関係)

都道府県の現退院率

都道府県	年齢階級別	0歳～19歳	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳～
北海道		0.251	0.251	0.251	0.251
青森県		0.313	0.313	0.313	0.313
岩手県		0.231	0.231	0.231	0.231
宮城県		0.237	0.237	0.237	0.237
秋田県		0.200	0.200	0.200	0.200
山形県		0.267	0.267	0.267	0.267
福島県		0.171	0.171	0.171	0.171
茨城県		0.176	0.176	0.176	0.176
栃木県		0.161	0.161	0.161	0.161

群馬県	0.167	0.167	0.167	0.167
埼玉県	0.221	0.221	0.221	0.221
東京都	0.264	0.264	0.264	0.264
千葉県	0.194	0.194	0.194	0.194
神奈川県	0.247	0.247	0.247	0.247
新潟県	0.187	0.187	0.187	0.187
山梨県	0.176	0.176	0.176	0.176
長野県	0.241	0.241	0.241	0.241
静岡県	0.198	0.198	0.198	0.198
富山県	0.187	0.187	0.187	0.187
石川県	0.231	0.231	0.231	0.231
福井県	0.226	0.226	0.226	0.226
岐阜県	0.196	0.196	0.196	0.196
愛知県	0.233	0.233	0.233	0.233
三重県	0.267	0.267	0.267	0.267
滋賀県	0.231	0.231	0.231	0.231
京都府	0.231	0.231	0.231	0.231
大阪府	0.222	0.222	0.222	0.222
兵庫県	0.214	0.214	0.214	0.214
奈良県	0.228	0.228	0.228	0.228
和歌山県	0.161	0.161	0.161	0.161
鳥取県	0.284	0.284	0.284	0.284
島根県	0.249	0.249	0.249	0.249
岡山県	0.254	0.254	0.254	0.254
広島県	0.255	0.255	0.255	0.255
山口県	0.237	0.237	0.237	0.237
徳島県	0.142	0.142	0.142	0.142
香川県	0.261	0.261	0.261	0.261

豊 稜 果	0.196	0.196	0.196
高 知 果	0.262	0.262	0.262
播 磨 果	0.231	0.231	0.231
佐 賀 果	0.256	0.256	0.256
長 崎 果	0.182	0.182	0.182
熊本 果	0.203	0.203	0.203
大 分 果	0.202	0.202	0.202
西 崎 果	0.210	0.210	0.210
鹿 児 島 果	0.211	0.211	0.211
沖 縄 果	0.268	0.268	0.268

○防衛省告示第百七十七号  
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。  
平成二十四年八月十七日  
防衛大臣 森本 敏

期 間 平成二十四年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。  
区 域 日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

- (ア) 北緯四一度四三分〇九秒 東経一四二度五九分四六秒
- (イ) 北緯四一度二〇分一〇秒 東経一四二度五九分四六秒
- (ロ) 北緯四一度二〇分一〇秒 東経一四二度〇七分四七秒
- (ハ) 北緯四一度四五分三九秒 東経一四二度〇五分一七秒
- (ニ) 北緯四一度二七分一〇秒 東経一四二度二二分四六秒
- (ホ) 北緯四一度四四分〇九秒 東経一四二度五七分四六秒

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。  
二 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

豊 稜 果	0.196	0.196	0.196
高 知 果	0.262	0.262	0.262
播 磨 果	0.231	0.231	0.231
佐 賀 果	0.256	0.256	0.256
長 崎 果	0.182	0.182	0.182
熊本 果	0.203	0.203	0.203
大 分 果	0.202	0.202	0.202
西 崎 果	0.210	0.210	0.210
鹿 児 島 果	0.211	0.211	0.211
沖 縄 果	0.268	0.268	0.268

○防衛省告示第百七十八号  
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。  
平成二十四年八月十七日  
防衛大臣 森本 敏

期 間 平成二十四年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。  
区 域 三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

- (ア) 北緯四一度一〇分一〇秒 東経一四三度一一分四六秒
- (イ) 北緯四一度五三分一〇秒 東経一四三度一一分四六秒
- (ロ) 北緯四一度三三分四六秒 東経一四三度一一分四六秒
- (ハ) 北緯四一度五九分四六秒 東経一四三度一一分四六秒
- (ニ) 北緯四一度五〇分一〇秒 東経一四三度一一分四六秒
- (ホ) 北緯四一度二〇分一〇秒 東経一四三度一一分四六秒

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。  
二 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

豊 稜 果	0.196	0.196	0.196
高 知 果	0.262	0.262	0.262
播 磨 果	0.231	0.231	0.231
佐 賀 果	0.256	0.256	0.256
長 崎 果	0.182	0.182	0.182
熊本 果	0.203	0.203	0.203
大 分 果	0.202	0.202	0.202
西 崎 果	0.210	0.210	0.210
鹿 児 島 果	0.211	0.211	0.211
沖 縄 果	0.268	0.268	0.268

○防衛省告示第百七十九号  
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。  
平成二十四年八月十七日  
防衛大臣 森本 敏

期 間 平成二十四年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。  
区 域 佐渡沖海面の次の(ア)から(カ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

- (ア) 北緯四〇度〇分一〇秒 東経一三八度二二分五二秒
- (イ) 北緯四〇度〇分一〇秒 東経一三八度五九分四八秒
- (ロ) 北緯三九度二〇分二七秒 東経一三八度五九分四八秒
- (ハ) 北緯三八度四八分〇一秒 東経一三八度三九分〇四秒
- (ニ) 北緯三九度一四分五八秒 東経一三八度〇五分三七秒

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。  
二 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。  
○防衛省告示第百八十号  
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。  
平成二十四年八月十七日  
防衛大臣 森本 敏

(ア) 北緯三五度〇分一一秒 東経一三〇度〇一分五二秒	(イ) 北緯三四度四六分一一秒 東経一三〇度三一分五二秒	(ロ) 北緯三四度一七分一一秒 東経一三〇度二二分五二秒	(ハ) 北緯三四度二五分一一秒 東経一二九度五五分五二秒	(ニ) 北緯三四度三〇分一〇秒 東経一二九度五五分五二秒
(カ) 北緯三四度三五分四一秒 東経一二九度五五分五二秒	(キ) 北緯三四度三五分四一秒 東経一二九度五五分五二秒	(ク) 北緯三四度三五分四一秒 東経一二九度五五分五二秒	(ケ) 北緯三四度三五分四一秒 東経一二九度五五分五二秒	(コ) 北緯三四度三五分四一秒 東経一二九度五五分五二秒

○防衛省告示第百八十一号  
海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射撃訓練及び試験を次のとおり実施する。  
平成二十四年八月十七日  
防衛大臣 森本 敏

期 間 平成二十四年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。  
区 域 若狭湾北方海面の次の(ア)から(カ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度六〇、九六〇メートルまでの間

- (ア) 北緯三九度二七分一〇秒 東経一三六度〇九分四九秒
- (イ) 北緯三七度一四分一〇秒 東経一三六度〇九分四九秒
- (ロ) 北緯三六度三三分一〇秒 東経一三六度〇九分四九秒
- (ハ) 北緯三六度三三分一〇秒 東経一三六度〇九分四九秒
- (ニ) 北緯三七度四〇分一〇秒 東経一三三度二四分五〇秒
- (ホ) 北緯三三度三三分一〇秒 東経一三四度〇一分五〇秒

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。  
二 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。